



金 沢 市 公 報

第 2 9 7 6 号 の 2

令和元年(2019年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課)	3
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3
○市道の路線の廃止について (")	3
○市道の区域の決定について (")	4
○道路の供用の開始について (")	4
○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指 定について (")	5
●公 告	
○浄化槽保守点検業者の新規登録について (環境指導課)	5
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了について (")	5

●選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	6
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
●公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	7
●公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について (企業総務課)	7

告 示

●金沢市告示第80号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 76台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和元年6月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和元年7月11日から同年10月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第81号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
三馬3丁目地内	自 転 車	1 台
南四万1丁目地内	自 転 車	1 台
もりの里1丁目地内	自 転 車	1 台
金石西1丁目地内	自 転 車	1 台
大野町4丁目地内	自 転 車	1 台
寺町5丁目地内	自 転 車	1 台
松寺町地内	自 転 車	1 台
上中町地内	自 転 車	1 台
窪5丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和元年6月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和元年7月11日から令和2年1月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第82号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
浦田クリニック	金沢市広岡3丁目3番70号	令和元年6月1日
金沢T&Dクリニック	金沢市大樋町3番4号	令和元年7月1日

●金沢市告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2712	金 石 本 町 線 8号	金 石 本 町 二 45番 4先から	
		金 石 本 町 二 40番 7先まで	
2712	金 石 本 町 線 9号	金 石 本 町 八 43番 9先から	
		金 石 本 町 八 43番 6先まで	
3515	弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 41号	諸 江 町 中 丁 221番 6先から	
		諸 江 町 中 丁 221番 1先まで	
3716	鞍 月 16号 御 供 田 町 線 25号	御 供 田 町 口 23番 1先から	
		御 供 田 町 口 23番 7先まで	
3812	押 野 12号 新 保 本 1 丁 目 線 14号	新 保 本 1 丁 目 246番 2先から	
		新 保 本 1 丁 目 246番 5先まで	
3812	押 野 12号 新 保 本 1 丁 目 線 15号	新 保 本 1 丁 目 246番 1先から	
		新 保 本 1 丁 目 246番 2先まで	
4963	浅 川 63号 太 陽 が 丘 4 丁 目 線 22号	太 陽 が 丘 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 7-2 工 区 25 街 区 1 番 先 从 ち	
		太 陽 が 丘 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 7-2 工 区 26 街 区 3 番 先 まで	
4963	浅 川 63号 太 陽 が 丘 4 丁 目 線 23号	太 陽 が 丘 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 7-2 工 区 25 街 区 9 番 先 从 ち	
		太 陽 が 丘 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 7-2 工 区 25 街 区 9 番 先 まで	
5041	森 本 41号 月 影 町 線 2号	月 影 町 口 49番 1先から	
		月 影 町 口 37番 乙 3先まで	

●金沢市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点				重要な経過地
1014	昌 永 町 線 枝 3号	昌	永	町	200番	2先から
		昌	永	町	200番	2先まで

●金沢市告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	金石本町線8号	6.0 ~ 8.0	164
一般市道	金石本町線9号	5.6 ~ 6.0	211
一般市道	弓取15号諸江町中丁線41号	6.0	34
一般市道	鞍月16号御供田町線25号	6.0	37
一般市道	押野12号新保本1丁目線14号	6.0	37
一般市道	押野12号新保本1丁目線15号	6.0	15
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線22号	6.0	156
一般市道	浅川63号太陽が丘4丁目線23号	6.0	18
一般市道	森本41号月影町線2号	6.0	157

●金沢市告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間				供用開始日			
金 石 本 町 線 8号	金	石	本	町 二	45番	4先から	令和元年7月11日	
	金	石	本	町 二	40番	7先まで		
金 石 本 町 線 9号	金	石	本	町 八	43番	9先から	令和元年7月11日	
	金	石	本	町 八	43番	6先まで		
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 41号	諸	江	町	中 丁	221番	6先から	令和元年7月11日	
	諸	江	町	中 丁	221番	1先まで		
鞍 月 16号 御 供 田 町 線 25号	御	供	田	町 口	23番	1先から	令和元年7月11日	
	御	供	田	町 口	23番	7先まで		
押 野 12号 新 保 本 1 丁 目 線 14号	新	保	本	1 丁 目	246番	2先から	令和元年7月11日	
	新	保	本	1 丁 目	246番	5先まで		
押 野 12号 新 保 本 1 丁 目 線 15号	新	保	本	1 丁 目	246番	1先から	令和元年7月11日	
	新	保	本	1 丁 目	246番	2先まで		
浅 川 63号 太 陽 が 丘 4 丁 目 線 22号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7-2工区				25街区	1番	先から	令和元年7月11日
	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7-2工区				26街区	3番	先まで	

浅川 63号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7-2工区 25街区 9番	先から	令和元年7月11日
太陽ヶ丘4丁目線 23号	太陽ヶ丘土地区画整理事業地内7-2工区 25街区 9番	先まで	
森本 41号	月影町 口 49番 1	先から	令和元年7月11日
月影町線 2号	月影町 口 37番 乙3	先まで	

●金沢市告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 指定する道路の路線名
浅川63号太陽ヶ丘4丁目線23号
- 指定する期日
令和元年7月11日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に新規登録したので公告します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
85	北陸浄化サービス株式会社	石川県かほく市白尾夕19番地9	令和元年7月4日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第72号	令和元年7月2日	金沢市小立野2丁目933番4	220	17.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市田上本町レ402番	金沢市田上本町2丁目215番地 千田 一樹

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,584人

●金沢市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

126,400人

●金沢市選挙管理委員会告示第25号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

126,400人

●金沢市選挙管理委員会告示第26号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,584人

●金沢市選挙管理委員会告示第27号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

63,200人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 平成31年3月1日から令和元年5月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 57,370円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 56,750円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 57,600円
- 2 原料価格変動額 31,900円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 57,600円（1トン当たり平均原料価格）＝ 31,900円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－31,900円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
この結果、令和元年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から26.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年7月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 平成31年3月1日から令和元年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 56,750円
- 2 原料価格変動額 29,500円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 56,750円（1トン当たり平均原料価格）＝ 29,500円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－29,500円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
この結果、令和元年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から60.18円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

令和元年7月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
559	株式会社エムエス	金沢市畝田西4丁目87番地3	令和元年6月30日

令和元年(2019年)7月11日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)7月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円		印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄